

### 第3回 能力(1):権利能力・意思能力・行為能力

2013/04/15

松岡 久和

#### 前回の積み残しの再掲載

#### 3 基本原理の修正

- ①抽象的な平等性には修正なし（もともと、法人制度が拡充。また、改正ドイツ民法（2001年）には、事業者・消費者の区分が民法典自体に謳われるに至っている。民法改正ではこの点は重要争点）。
- ②**所有権の社会性**
  - ・富の偏在・資本集中による社会的矛盾の拡大  
→ワイマール憲法153条（1919年）、日本国憲法29条2項、民法1条1項
  - ・土地問題の特殊性  
限定性／生産も消費もされない／労働生産物でない  
→投機的取引・独占・乱開発の正当化  
各種の公共的規制の導入（詳しくは、物権法の所有権の制限の箇所）
- ③契約への制度的規制の導入
  - ・現実の中での経済的・社会的な力の格差により自由が失われる（E 27頁コラム⑩）  
→**社会法**（労働法・借地借家法 etc）・**消費者法**（消費者契約法等）の必要性  
－社会的弱者保護。さらには、**自己決定権**の実質的保障をめざす方向へ。
  - ・契約の自由が契約の自由の基礎を破壊する（E 29頁コラム⑩：競争を阻害するカルテルなど）  
→**経済法**（独占禁止法）の必要性－市場機構・競争秩序の確保  
※前回の《整理図》の古典的な私法と公法の対立図式の間、社会法・経済法という新たな領域が追加されたことになる。
- ④**危険責任・報償責任（無過失責任とも）の導入・強化**
  - ・国家賠償法←使用者責任（715条）の強化
  - ・製造物責任法
  - ・自動車損害賠償保障法
  - ・原子力損害賠償保障法：東京電力の責任で問題が顕在化
  - ・契約違反の責任の理解の変化（約束責任の厳格化）

※基本原理は実質化したともいえる。古典的基本原理が存在しなくなったのではない。

#### 【権利能力と人の生死】（E 45-50頁、70頁コラム⑩、佐 16-24頁）

**Case 3-1** Aの一家がドライブ中、脇見運転のYの自動車と衝突して、Aと同乗の子供Bが死亡し、Cを妊娠中の妻Dが重傷を負った。Aには父親Eが健在である。

- 1) Cも障害を負って生まれたとすると、損害賠償請求ができるか。
- 2) Cの誕生前にDはYと事故全体について示談（和解契約）の締結ができるか。
- 3) ABが同時に即死したら、Yに対するABの損害賠償請求権はどうか。
- 4) ABの死亡時期の前後が不明の場合には、Yに対するABの損害賠償請求権はどうか。

#### 0 予備的知識

- ・Yは自動車損害賠償保障法3条に基づき被害者に対して損害賠償責任を負う。
- ・配偶者と子供が相続人で、遺言で別段の指定がなければ、配偶者が死者の財産の1/2、子供が全員で合計1/2（子供同士は平等）を相続する（900条1項1号）。
- ・配偶者と親が相続人で、遺言で別段の指定がなければ、配偶者が死者の財産の2/3、親が全員で合計1/3（親同士は平等）を相続する（900条1項2号）。

## 1 様々な能力

- ①**権利能力**：私法上の権利・義務の主体となることができる資格（権利保有資格）。**内国人の自然人**はすべての人が権利能力を持つ（3条1項）。**外国人**は法令・条約の制限有（3条2項）。人・財産の集合体は**法人**になると独立の権利能力が認められる。
- ②**意思能力**：自分の行う行為の法的な結果を予測し、意味を理解できるだけの知的能力。問題になっている行為毎に個別に判断。おおむね10歳前後で備わる。
- ③**行為能力**：法律行為（契約など。遺言は15歳から。961条）を単独で有効に行うことができる資格（権利行使資格）。未成年や成人でも一定の者は、定型的にこうした能力が制限されている。
- ④**責任能力**：不法行為能力とも。自分の行う行為が違法であって法律上の責任が生じることを認識し違法な行為を行わないという判断ができる程度の知能。おおむね小学生以下や成人でも一定の者にはこの能力が欠ける（712・713条）。
- ⑤**事理弁識能力**：自分の行う行為の意味を理解できる程度の能力。従来は、責任無能力者につき過失相殺（722条2項）を行うための要件と解されてきたが（過失相殺能力。最大判昭39年6月24日民集18巻5号954頁）、制限行為能力者の判断基準としても使われるようになった（7・11・15条）。

## 2 権利能力の平等 近代市民社会と基本的人権概念の成立による

### 3 人はいつから権利能力を得るか（権利能力の始期：出生時。3条1項）

- 3-1 出生時の意義：**全部露出説** ←→ **一部露出説**（刑法の通説）：殺人罪と墮胎罪の境界
- 3-2 胎児の例外：721条（不法行為被害者の賠償請求権、Case 3-1 1）、886条1項（相続資格。ただし2項にも注意!）、965条（遺贈の受遺資格）

#### ★胎児の間に権利能力があるか？

**判例** 大判昭7年10月6日民集11巻2023頁（阪神電鉄事件：P II 351・百I 3、Case 3-1 2）

： **停止条件説** →代理行為を否定

←①規定の不存在、②胎児に不利な法律行為がなされるおそれ

←→ **解除条件説** →代理行為を全面的にもしくは**保存行為**（103条1項参照）に限り肯定

←①721条の文言、②子に不利な法律行為（利益相反行為）との比較、③Cの相続分の回復が困難

#### ★★死産と誕生後の死亡で法律関係が異なるか？（Case 3-1 3参照）

前提：同時に死亡したA Bは相互に相続しない（887条2項参照）

Cが死産の場合：Aの財産につきDが2/3、Eが1/3を相続（886条2項、900条2号）

Bの財産につきDがすべて相続（889条1項1号）

Cが誕生後死亡の場合：Aの財産につき、C Dが1/2ずつ相続

Bの財産につきDがすべて相続

→結局Dがすべてを相続

### 4 人はいつから権利能力を失うか（権利能力の終期）

#### 4-1 死亡

・心臓死（三兆候説） ←→ 脳死－臓器移植法（E 49頁コラム㉔）

・死亡により相続が開始し（882条）、相続人が一切の権利義務を承継（896条本文）

#### 4-2 同時死亡の推定則（Case 3-1 4）

・同一事故でなくても死亡時期の先後が不明な場合、同時に死亡したと推定（32条の2）

→相互に相続関係は生じない（887条2項参照）

・「推定する」と「みなす」の違い－反証の可否

A Bが同時に死亡した場合：上記★★

Aが先に死亡した場合：①Aの財産につきB（+C）が1/2、Dが1/2を相続

②Bの財産につきDがすべて相続

Bが先に死亡した場合：①Bの財産につきA・Dが各1/2を相続

②Aの財産につき上記★★

### 4-3 認定死亡

- ・ 事変により死亡は確実だが確認できない場合に取調官公署が死亡を報告（戸籍 15 条・89 条。E 53 頁コラム㉗）
- ・ 生還すれば死亡届は無効

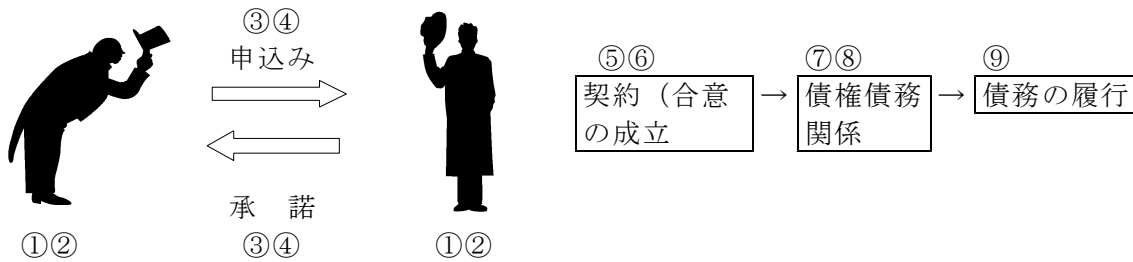
### 4-4 失踪宣告（30 条以下）

- ・ 一定期間の生死不明が続けば、家庭裁判所の宣告により、死亡とみなされる。
- 失踪宣告とその取消に関する詳細は第 13 回講義で予定。

## 【意思能力と行為能力】（E 52-54 頁、佐 79-83 頁）

### 1 契約の効力を否定する諸制度の中での能力の位置

正常な契約：十分判断能力がある者同士が熟慮して契約の内容を合意し、互いに約束を実行



- ① 意思無能力 → 無効
  - ② 行為能力制限違反 → 取消し
  - ③ 意思の欠缺（心裡留保・通謀虚偽表示・錯誤） → 無効
  - ④ 意思形成過程の瑕疵（詐欺・強迫） → 取消し
  - ⑤ 意思の不合致（不合意） → 無効
  - ⑥ 契約内容の確定不能 → 無効
  - ⑦ 原始的不能 → 無効
  - ⑧ 許されない契約（強行法規違反・公序良俗違反） → 無効
  - ⑨ 契約違反（債務不履行）による契約解除 → 無効
- 主体の資格の問題  
不完全な意思表示問題  
契約の成立段階の問題  
契約への効力付与の問題  
有効な契約の失効の問題

### 2 意思無能力

**Case 03-2** 独居老人のAは、老人性痴呆症で日常生活にも支障を来すようになっていたところ、親切にしてくれるY会社の従業員Bの甘言に応じて、高額不動産を投資用に購入する契約書に署名・捺印をしてしまった。Aもしくはその子Xはどのような法的手段をとることができるか。

#### 2-1 私的自治原則と意思能力

- ・ 私的自治原則・法律行為自由の原則 → 契約は意思に基づく自己拘束（E 53 頁コラム㉘）
- 意思無能力者の行為は無効

判例 大判明 38 年 5 月 11 日民録 11 輯 706 頁：百 I 5

- ・ 弱者保護：現代でも行為能力が制限されていない独居老人などの保護に寄与（Case 03-2）

#### 2-2 無効の効果と無効を主張することができる者

- ・ **絶対無効説**（旧通説） ←→ **相対無効（片面的無効）説**（通説） ←弱者保護